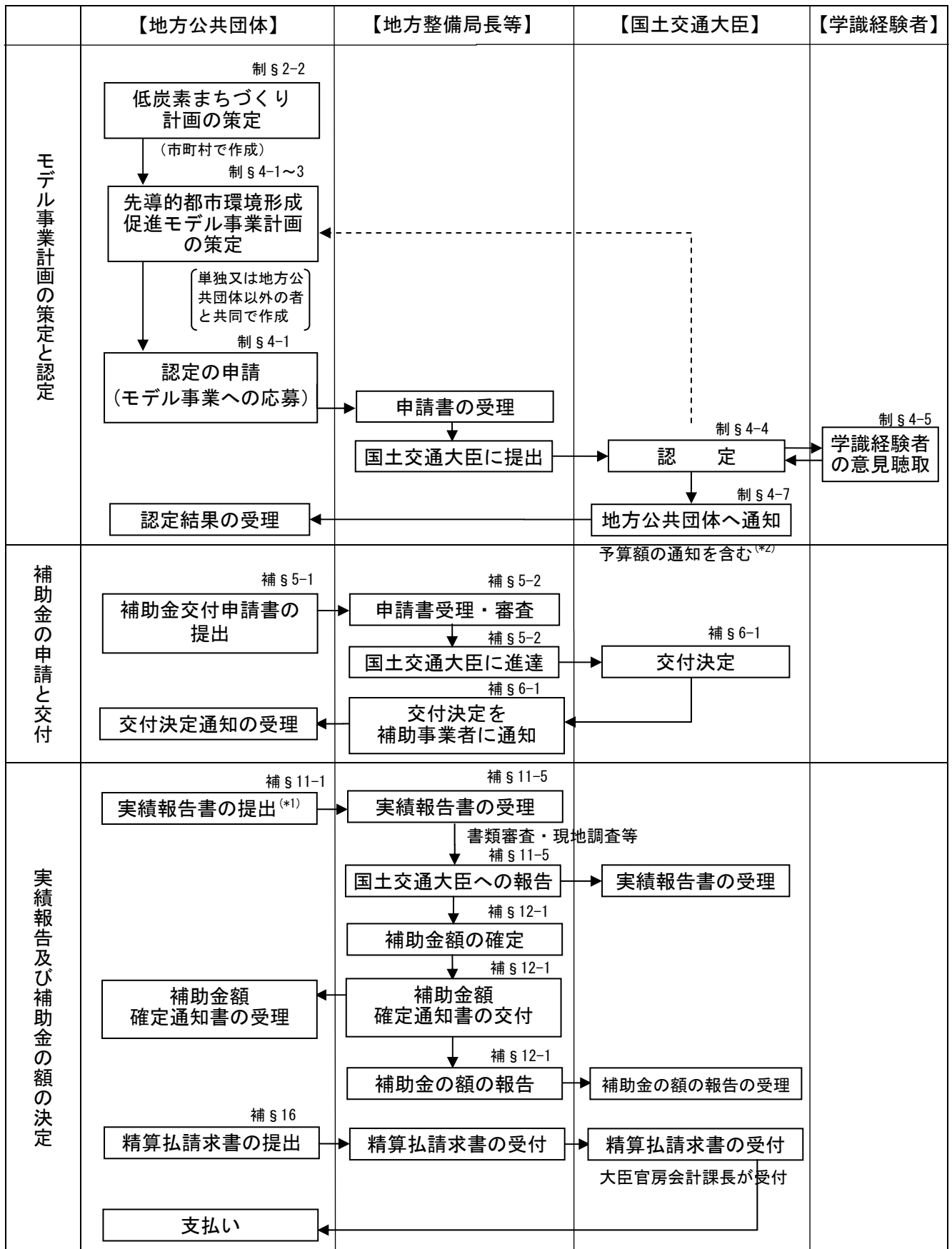


先導的都市環境形成促進モデル事業 実施フロー（地方公共団体が実施する場合）

制：制度要綱
補：補助金交付要綱

※独立行政法人都市再生機構が補助事業者として実施する事業については、「地方整備局長等」を「国土交通大臣」と読み替え、地方整備局長から大臣への進達又は報告に関する規定は適用しない。

*1: 補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに提出

*2: 平成 24 年 10 月 1 日現在、「9 月以降の一般会計予算の執行について」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）により、地方公共団体及び民間団体等向け補助金については、原則として新たな交付決定は行わないなど、具体的な予算の執行抑制方針が示されました。従って、新たな交付決定に繋がる「予算額の通知」につきましては、上記予算執行抑制方針の見直し等により、新たな交付決定を行うことが可能となった場合に行いますので、ご理解願います。